

令和4年 第3回（8月）定例会

# 県央県南広域環境組合

## 議会 会議録

令和4年 第3回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

1 場 所 県央県南クリーンセンター 2階大会議室  
諫早市福田町1250番地

2 会 期 令和4年8月24日（1日間）

3 会期日程表

月	日	曜	種 別	内 容
8	24	火	定 例 会	開会、議席の指定、会期決定、会議録署名議員の指名、議会運営委員会委員の選任、報告、議案上程、説明、審議、討論、採決、閉会

4 付議事件表

番 号	審議方法	事 件 名	議決月日	結 果
		議席の指定の件	11番 酒井光則君 12番 隈部和久君 13番 小嶋光明君	
		会期の決定の件	8月24日の1日と決定	
		会議録署名議員の指名について	8月24日	濱崎清志君 森和明君 指 名
		議会運営委員会の選任について	8月24日	酒井光則君 選 任
報 告 第2号	本会議	専決処分の報告について（県央県南広域環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例）	8月24日	報 告 受 理
報 告 第3号	本会議	繰越明許費について（令和3年県央県南広域環境組合一般会計）	8月24日	報 告 受 理

議案 第6号	本会議	専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）	8月24日	承 認
議案 第7号	本会議	令和3年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について	8月24日	認 定

○ 出席議員（10名）

- 1番 濱崎 清志 君
- 3番 森 和明 君
- 4番 中村 太郎 君
- 5番 森 多久男 君
- 6番 大久保 正博 君
- 7番 松永 隆志 君
- 8番 前田 哲 君
- 10番 小田 孝明 君
- 11番 酒井 光則 君
- 14番 生田 忠照 君

○ 欠席議員（5名）

- 2番 本田 順也 君
- 9番 上田 篤 君
- 12番 隈部 和久 君
- 13番 小嶋 光明 君
- 15番 林田 直記 君

○ 説明のため出席したもの

- 管理者 大久保 潔重 君
- 副管理者 古川 隆三郎 君
- 副管理者 金澤 秀三郎 君
- 副管理者 松本 政博 君
- 事務局長 加藤 成昭 君
- 総務課長 馬場 英二 君
- 施設課長 石橋 勝也 君

施設課参事 立野 健一郎 君  
総務課課長補佐 酒井 俊治 君  
施設課課長補佐 山下 秀顕 君

○ 議会関係出席者

書記長 濱崎 和也 君  
書記 中川 透大 君

( 午後 2 時 3 0 分 開会 )

○副議長（生田忠照君）

ただいまから令和 4 年第 3 回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

次に、南島原市選出議員の任期満了に伴い、新たに組合議員として選出されました議員を御紹介いたします。

南島原市議会選出酒井光則議員。

同じく、隈部和久議員。なお、隈部議員におかれましては、本日欠席の届出がなされております。

続きまして同じく、小嶋光明議員でございます。小嶋議員におかれましても本日欠席の届出がなされております。よろしくお願いを申し上げます。

なお、議事の進行上、ただいま御着席の席を仮議席という事にいたします。

また、今期定例会におきましては、夏の省エネ対策の一環といたしまして、クールビズによる空調管理を行っております。議場での服装につきましては、上着等の着用は、各位の判断にお任せいたしますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

今期定例会は、3密を回避するため、換気をよくし、一人一人の間隔を空けるなど、基本的感染対策を講じておりますので、皆様におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。

ここで、管理者より発言の申出がっておりますので、発言を求めます。

管理者。

○管理者（大久保潔重君）

皆様、こんにちは。

本日、ここに、令和 4 年第 3 回県央県南広域環境組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、施設の稼働状況から御報告を申し上げます。

本施設は、新施設の供用開始までの「つなぎ運転」を行っているところですが、1日当たり、おおむね250トンの安定した処理を継続しており、今年度は、5月6日から16日までの11日間、計画全炉停止を行い、炉の点検整備補修を実施いたしました。

また、来る10月24日から11月4までの12日間におきましても、炉の定期点検整備を実施するため、全炉停止を行う予定であります。

今年度に繰り越しておりました「余熱利用施設駐車場等整備事業」につきましては、今月10日に全て完成し、のんこの温水センターの駐車場として供用を開始したところでございます。

また、余熱利用施設の駐車場整備の進捗に合わせて、今年度、実施しております第2期ごみ処理施設の建設敷地造成工事につきましては、先月下旬から現場での作業が開始され、今年度末の予定工期に向けて本格的に工事が進められております。

第2期ごみ処理施設整備・運営事業につきましては、去る5月の臨時会におきまして、工事請負契約締結についての御承認をいただき、事業者との本契約を締結したところでございます。

その後、建設工事の設計・施工管理を行う事業者との契約も整い、当組合を含めた3者で、設計や建築に係る協議を重ねており、来年度の初旬から、第2期ごみ処理施設の建設に着手する予定となっております。

今後も引き続き、令和8年度からの新施設の稼働に向けて、環境負荷が小さく、地球温暖化対策や循環型社会形成の推進に貢献でき、安定的で効率的な、地域に信頼されるごみ処理施設の整備と運営に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今定例会では、「令和3年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を含む議案と報告を、それぞれ2件、提出させていただきました。

内容につきましては、後ほど事務局長が御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、私からの開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

#### ○副議長（生田忠照君）

それでは、全員協議会開催のため、しばらく休憩をいたします。

先の議運におきまして、議員の皆さんは中会議室へ移動をお願いする予定でしたけれども、密になるためにこの場に残っていただきまして、ここで行う

ことになっております。

事務局と傍聴者の方々は御退席をお願いします。

(午後2時35分 休憩)

(午後2時40分 再開)

**○副議長（生田忠照君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1「議席の指定について」を議題といたします。新たに議員となられました方の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

11番 酒井 光則 議員。

12番 隈部 和久 議員。

13番 小嶋 光明 議員。以上、ただいま御着席の議席を指定いたします。

**○副議長（生田忠照君）**

次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を8月24日、1日とし、会期中の日程につきましてお手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○副議長（生田忠照君）**

御異議なしと認めます。会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条の規定により会議録署名議員に1番濱崎清志議員及び3番森和明議員を指名いたします。

次に、日程第4「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

現在、議会運営委員が1名欠員となっております。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、酒井光則議員を指名いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○副議長（生田忠照君）**

御異議なしと認めます。酒井光則議員を議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

なお、ただいま選任されました委員の任期は、委員会条例第2条第3項の規定に基づき、前任者の残任期間となりますので、令和5年8月28日までとなります。

ここで、議会運営委員会開催のためしばらく休憩いたします。

委員の皆様は中会議室へ移動をお願いします。

(午後 2 時 4 2 分 休憩)

(午後 2 時 5 0 分 再開)

**○副議長（生田忠照君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど開催されました議会運営委員会において、副委員長に酒井光則議員が選任されましたので御報告をいたします。

次に、日程第 5、報告第 2 号「専決処分 of 報告について（県央県南広域環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（加藤成昭君）**

報告第 2 号「専決処分 of 報告について（県央県南広域環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例）」につきまして、御説明を申し上げます。

本件は、管理者の専決処分にする軽易な事項の指定について、第 1 号の規定に基づき、「県央県南広域環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」につきまして、専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告させていただくものでございます。

別紙「専決処分書」を御覧ください。

条文中「独立行政法人等」の用語の定義のために引用しております「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が、「個人情報の保護に関する法律」に統合、廃止されたことに伴い、引用する法律を、統合後の「個人情報の保護に関する法律」に改めるものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は令和 4 年 4 月 1 日からの施行といたしております。

以上、簡単ではございますが、報告第 2 号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

**○副議長（生田忠照君）**

これより報告第 2 号に対する質疑を行います。

なお、質疑は、会議規則第 49 条の規定に基づき、一つの議題につき 3 回までといたします。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

**○副議長（生田忠照君）**

なければ、これをもって質疑を終結します。報告第 2 号は、以上の報告をもって御了承をお願いいたします。

次に、報告第3号「繰越明許費について（令和3年度県央県南広域環境組合一般会計）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（加藤成昭君）**

続きまして、報告第3号「繰越明許費について（令和3年度県央県南広域環境組合一般会計）」につきまして、御説明申し上げます。

本件は、「令和3年度県央県南広域環境組合一般会計予算」につきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、歳出予算の経費を繰り越しましたので、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

3ページをお開きください。3ページは「繰越明許費繰越計算書」でございます。

「余熱利用施設駐車場等整備事業」といたしまして、第2期ごみ処理施設の建設用地となる「余熱利用施設のんこの温水センター」の北側駐車場を、同センターの南側に、新たに確保するための造成工事や造成後の舗装及び安全施設などの工事を、令和4年度に繰り越したものでございます。

繰越明許費の金額は、1億7,217万4,000円で、その財源は表に記載のとおりでございます。次に4ページをお開きください。繰越しの理由でございますが、造成工事におきまして、掘削などで発生した土を盛土材として予定しておりましたが、掘削土の土質が悪く、利用するための土質の改良に、不足の日数を要したため繰り越したものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第3号「繰越明許費について」の説明を終わらせていただきます。

よろしく御了承賜りますよう、お願い申し上げます。

**○副議長（生田忠照君）**

これより報告第3号に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

**○副議長（生田忠照君）**

なければ、これをもって質疑を終結いたします。報告第3号は、以上の報告をもって御了承をお願いいたします。

次に、日程第6、議案第6号「専決処分承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（加藤成昭君）**

次に、議案第6号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」について、御説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与について、人事院勧告等の内容に準じて、所定の改正を行おうとするものであり、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し御承認をお願いするものでございます。

説明につきましては、「議案資料」に沿って説明をさせていただきます。

「議案第6号資料」の2ページをお開きください。

改正の主な内容でございますが、まず1点目は、資料の2の要旨の（1）の表に記載しておりますとおり、昨年8月の人事院勧告に基づき、一般職の職員及び再任用職員の期末手当の支給割合を引き下げるものでございます。

一般職の職員につきましては、各表の上段に記載しておりますとおり、現行の6月期及び12月期支給分を、それぞれ0.075月分、年間で0.15月分引き下げるとともに、再任用職員につきましても、各表の下段に記載しておりますとおり、現行の6月期及び12月期支給分を、それぞれ0.05月分、年間で0.1月分引き下げるものでございます。

2点目は、資料の（2）に記載しておりますように、昨年11月の給与関係閣僚会議における閣議決定において、令和3年度の期末手当引下げに相当する額につきましては、令和4年6月期の期末手当から減額することで調整を行うとされたことから、本組合においても、国家公務員の取扱いに準じて減額調整を行うものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は令和4年4月1日からの施行といたしております。

以上、簡単ではございますが、議案第6号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御了承賜りますよう、お願い申し上げます。

**○副議長（生田忠照君）**

これより議案第6号に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

**○副議長（生田忠照君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。反対討論のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（生田忠照君）

なければ、以上をもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第6号は、これを原案どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（生田忠照君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案どおり承認されました。

次に、議案第7号「令和3年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤成昭君）

議案第7号「令和3年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定に付すものでございます。

それでは、お手元に配付しております主要施策の成果説明書により、令和3年度の決算概要を御説明申し上げます。併せまして、決算書の方も御覧いただければと存じます。

まず、成果説明書の5ページをお開きください。

決算書は1ページでございます。

成果説明書は5ページ下段の、令和3年度決算収支の状況の表の中の、令和3年度の欄を御覧いただければと存じます。

令和3年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額67億7,598万8,798円、歳出総額63億9,480万400円となり、歳入歳出差引残額は3億8,118万8,398円で、翌年度に繰り越すべき財源1億7,217万3,800円を差し引いた実質収支額は2億901万4,598円となりました。

残額の主なものは、用役費や現施設の運転委託費などに係るものでございます。

続きまして、歳入の主な内容について御説明を申し上げます。

成果説明書6ページ、7ページをお開きください。

決算書は10ページから13ページでございます。

成果説明書6ページには、款別の説明、7ページの上段①は予算額と決算額との比較、中段②は款別の前年度決算額との比較、下段③は、過去5年間における歳入決算額の推移をグラフで表したものでございます。

成果説明書 7 ページ中段②の款別決算額、前年度比較の表で説明をさせていただきます。

まず、1 款、分担金及び負担金は、構成 4 市からの分担金で、決算額は 3 3 億円、前年度と同額となっております。

なお、構成市別の内訳につきましては、決算書 1 1 ページの備考欄に記載をしております。

次に、2 款、使用料及び手数料でございます。

1 項、使用料につきましては、組合所有地への電柱等の敷設に伴う行政財産の目的外使用料といたしまして、1 万 3, 0 0 0 円でございます。

2 項、手数料は、一般家庭や事業所等から当組合へ直接持ち込まれた一般廃棄物処理に係る手数料でございます。一般家庭から直接持ち込まれる有料ごみは増加したものの、事業所等からの有料ごみが昨年度より減少しており、これに伴い、前年度比 4 7 万 6, 0 0 0 円、率にして 0. 2 % の減で、総額は 2 億 1 5 4 万円となっております。

次に、3 款、国庫支出金でございます。

第 2 期ごみ処理施設整備事業に対する国の循環型社会形成推進交付金で、決算額は 2, 1 3 4 万 4, 0 0 0 円、前年度比 3 4 8 万 1, 0 0 0 円、1 4. 0 % の減でございます。

なお、決算額のうち、6 5 6 万 1, 0 0 0 円につきましては、決算書 1 1 ページの備考欄に記載のとおり、前年度からの繰越し分でございます。

次に、4 款、財産収入でございます。

ここは全て基金の預金利子でございます。基金の預け入れの額や利率が下がったことから、決算額は 7 万円、前年度比 5 2 万 2, 0 0 0 円、8 8. 2 % の減でございます。

基金毎の内訳につきましては、決算書 1 1 ページの備考欄に記載しております。

次に、5 款、繰入金でございます。

財政調整基金と特定目的基金であるごみ処理施設建設整備基金及び用地取得基金からの繰入金で、決算額は 5 億 1, 1 5 7 万 9, 0 0 0 円、ガスエンジン改修工事などの財源として繰り入れた前年度と比較して、2 2 億 8, 8 2 1 万 7, 0 0 0 円、8 1. 7 % の減でございます。

次に、6 款、繰越金でございます。

令和 2 年度からの繰越金で、決算額は 2 6 億 9, 2 2 6 万 4, 0 0 0 円、前年度比 2 4 億 3, 7 2 0 万 8, 0 0 0 円、9 5 5. 6 % の増となっております。

令和 2 年度からの決算余剰金である純繰越金及び令和 2 年度から繰り越し

たガスエンジン改修工事などの財源である、繰越事業充当財源繰越金の内訳につきましては、決算書13ページの備考欄に記載をしております。

次に、7款、諸収入でございます。

1項、組合預金利子は、歳計及び歳計外現金の預金利子として、決算額は5万2,000円でございます。

2項、雑入は、大村市環境センターの火災に伴うごみ処理業務委託料や運転管理業務に係る精算金、余熱利用施設の指定管理者から納められる上水道使用料負担金などで、決算額は4,912万7,000円で、裁判の和解に基づく精算金の受入れが最後の年度であった前年度と比べますと、1億5,963万3,000円の減となっております。

これと預金利子を合わせた諸収入の決算額は4,917万9,000円、前年度比1億5,960万円、76.4%の減となっております。

なお、不能欠損額はございませんでした。

続きまして、歳出の主な内容について御説明を申し上げます。

成果説明書は8ページ、9ページを御覧ください。決算書は16ページから21ページでございます。

成果説明書8ページは款別の説明、9ページの上段①は予算額と決算額の比較、中段②は款別の決算額前年度比較、下段③は過去5年間における歳出決算額の推移をグラフで表したものでございます。9ページ中段②の、款別決算額前年度比較の表で御説明いたします。

まず、1款、議会費でございます。議会費は、組合議会の運営に係る費用でございまして、令和3年度は前年度に引き続き、視察研修は実施できませんでしたが、議会の開催数が増えたことにより、決算額は前年度比17.1%増の106万3,000円で、上段①の予算執行率につきましては、23.4%でございます。

なお、不用額の主なものといたしましては、視察研修に係る議員報酬及び費用弁償などの執行残でございます。

次に、2款、総務費は、組合の管理運営に係る費用で、職員の給与、事務所の経費、基金積立金、監査委員費などでございます。

令和3年度は、ごみ処理施設建設整備基金への積立額の増などにより、決算額は前年度比で20.7%増の、5億8,006万2,000円で、予算の執行率は99.3%でございます。

不用額の主なものとしましては、旅費や事務費などの執行残でございます。

次に、3款、衛生費でございます。

現施設の運転管理業務や用役費などのごみ処理や中継施設に係る費用と、余熱利用施設及び第2期ごみ処理施設の整備に係る費用でございます。

令和3年度は、第2期ごみ処理施設に係る余熱利用施設駐車場整備の工事請負費や、現施設のつなぎ運転に係る運転業務委託料の増などにより、決算額は、前年度比で1.6%増の54億6,162万5,000円で、予算の執行率は93.6%となっております。

不用額の主なものは、用役費や運転委託費などの執行残でございます。

次に、4款、公債費でございます。

公債費は、組合が発行した地方債に係る償還金で、決算額は3億5,205万円でございます。

現施設に係る償還は、令和元年度末で終了いたしましたでしたが、つなぎ運転に係る基幹改良工事の財源として借り入れた分の償還が、令和3年度から始まったことから、前年度と比較して皆増となっております。

最後に5款、予備費でございます。充用する案件がありませんでしたので、予算額の1,000万円は、全て執行残となっております。

成果説明書の10ページをお開きください。上段に用役費の前年度比較、その下は、平成29年度以降の推移をグラフ化して掲載しております。

まず、LNG「液化天然ガス」の使用量ですが、令和2年度から繰り越したガスエンジンの改修工事の試運転が、令和2年度では計画どおりに実施できず令和3年度に実施されたため、試運転で使用する液化天然ガスの使用量が、前年度より僅かですが、1.5%増加いたしました。

一方、電気につきましては、試運転を含めたガスエンジンによる発電が実施できたことにより、前年度より10.4%減少いたしました。

用役費のトータルでの決算額は、液化天然ガスの価格の上昇による影響もあって、前年度と比較して、492万2,000円、1.1%の増となっております。

次に、11ページをお開きください。

上段には、人件費の前年度比較について記載しております。

職員数が前年度より2名増加していますのは、令和元年度末で定年退職しましたプロパー職員の1名分を構成市からの派遣で増員いたしましたのと、新施設の整備・運営事業の事業者選定業務のために、新たに派遣職員1名を増員したことによるものでございます。

また、11ページの中段と下段に、基金の状況を記載しております。

三つあります基金の、令和3年度末の現在高は、34億7,448万3,000円でございます。

次に、成果説明書12ページ、13ページをお開きください。

9で地方債の状況を記載しております。

12ページの上段①借入額等の表は、借り入れた年度毎の地方債を記載し

ており、令和3年度中の借入れはございませんでした。

下段②は、公債費の推移の表の、1番下の太枠の欄に、令和2年度に借入れを行った地方債の償還が、令和3年度から始まりましたので、その内容を記載しております。

13ページを御覧ください。

上段③は、公債費の推移（総額）、下段④は、地方債現在高の推移（総額）について、それぞれグラフで示したものでございます。

次に、決算書24ページ、25ページをお開きください。

財産に関する調書の公有財産の土地及び建物の表を御覧ください。

令和3年度における土地及び建物の現在高について掲載しており、建物についての移動はございませんでしたが、土地について令和3年度中に増減がっております。24ページ中段の、土地の決算年度中増減高の欄を御覧ください。

第2期ごみ処理施設の建設のために、当組合の敷地内にあります法定外公共物、里道、水路でございます。の付替えや払下げを受けたことから、最終的に、12筆、1,294.13平方メートルの土地が増となったものでございます。

なお、基金を除く、この他の財産につきましては、増減はあっておりません。

以上で、歳入歳出決算について説明を終わらせていただきます。

なお、去る7月22日に、監査委員によります決算審査をお受けしましたので、別冊にて審査意見書を添付させていただいております。

以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○副議長（生田忠照君）

これより議案第7号に対する質疑を行います。

質疑は歳入と歳出を区分して行います。なお、質疑の際にはページ数をお示しくください。

質疑は歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

#### ○副議長（生田忠照君）

それでは次に歳出に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(生田忠照君)

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。反対討論のある方は、挙手をお願いいたします。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(生田忠照君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

お諮りいたします。議案第7号は、これを認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(生田忠照君)

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、認定することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(生田忠照君)

御異議なしと認めます。

これをもって、令和4年第3回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

(午後3時15分 閉会)

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

副議長

生田 忠照

署名議員

濱崎 清志

署名議員

森 和明